

人権の世紀の実現をめざして

同和問題
シリーズ

12月4日～10日は人権週間です

293

— 世界人権宣言 —

(わかりやすく抜粋したもの)

■第1条

わたしたちはみな、生まれながらにして自由です。一人ひとりがかけがえのない人間です。互いのことをよく考えて助け合わねばなりません。

■第2条

わたしたちはみな、意見の違いや、生まれ、男、女、宗教、人種、ことば、皮膚の色の違いによって差別されるべきではありません。また、どんな国に生きていようと、その権利にかわりはありません。

■第6条

わたしたちはみな、だれでも、どこでも、法律に守られて、人として生きることができます。

世界人権宣言

人権週間は、人権意識の普及・高揚を目的とし、世界人権宣言が国連で一九四八（昭和二十三）年に採択されたのを記念して定められました。世界人権宣言は、第二次世界大戦を反省し、悲惨な戦争を二度と繰り返さないように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準を示しています。

宣言は、人権諸条約や各国

の憲法、法律に影響を与え、人権の保障に大きな役割を果たしています。その主な条文の内容は、左のとおりです。国連では、この宣言を具体化し、法的拘束力をもたせるものとして、「国際人権規約」など、多くの人権に関する条約が採択されています。こうした人権諸条約は「平和の基礎は人権を守ることであり、人権の基礎は、差別の撤廃である」という考えのうえに立っています。

日本では、今年十月、人権

の擁護と男女平等の実現を図るため、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（DV防止法）が施行されました。

人権の尊重とは

一人ひとりが生まれながらにして自由、平等であって、平和な社会で暮らすのは、すべての人々の願いです。

人は、それぞれ外観が違うように、性格や考え方も違っています。相手の考え方や価値観をむやみに否定したり、自分の考え方を押し付けたりしたことはないでしょうか。それぞれの違いを認め、お互いに尊重し合うこと、一人ひとりの尊厳を守り合うことが「人権の尊重」といえます。

差別意識はありませんか

「もう部落差別はなくなつた」、「自分は差別をしていない」と言う人がいます。

しかし、現実にはこれまで多くの人々が差別をなくすた